

職員の給与に関する報告

平成24年9月

川崎市人事委員会



24川人委調第286号

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

川崎市市長 阿部 孝夫 様

川崎市人事委員会

委員長 金 作 幸 男

職員の給与に関する報告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。

目 次

別紙 報 告

1	職員の給与等の実態	1
2	民間の給与等の実態	1
3	民間給与との比較	4
4	物価及び生計費	5
5	人事院勧告の概要	5
6	本年の給与の改定	8
	(1) 月例給	8
	(2) 期末・勤勉手当	9
	(3) その他の課題	9
7	人事管理に関する報告及び意見	10
	(1) メンタルヘルス対策	10
	(2) パワー・ハラスメントに対する取組	11
	(3) 高齢期の雇用の在り方	12
	(4) 時間外勤務の縮減	13
	(5) 両立支援制度の推進	14
	(6) 人材の確保・育成	15
	(7) 市民からの信頼確保	16
8	おわりに	17
	参 考 資 料	18

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（9,864人、平均年齢41.5歳）の平均給与月額は396,912円（給料331,878円、扶養手当9,302円、地域手当41,864円、その他13,868円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（5,920人、平均年齢40.6歳）の平均給与月額は397,698円（給料331,969円、扶養手当7,785円、地域手当41,970円、その他15,974円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,812人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は401,310円（給料334,793円、扶養手当7,930円、地域手当42,348円、その他16,239円）となっている。

【参考資料第1表～第9表（18～74ページ）参照】

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事

業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の449事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第22表（76～91ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で206,866円、短大卒で181,051円、高校卒で168,812円となっている。

【参考資料第11表（77ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（78～87ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で49.0%、高校卒で24.6%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を据置きとした事業所は、大学卒で83.8%、高校卒で71.3%となっている。

【参考資料第13表（88ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は79.9%であり、その平均支給月額は配偶者15,244円、配偶者と子1人の場合22,002円、配偶者と子2人の場合

27,914円となっている。

【参考資料第14表（88ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は65.0%であり、そのうち借家・借間居住者に対しては98.2%の事業所が支給しており、自宅居住者に対しては77.7%の事業所が支給している。

【参考資料第15表（89ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.97月分相当となっている。

【参考資料第16表（89ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップの慣行のない事業所の割合は70.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は21.7%となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は6.1%と昨年から減少している。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.1%となっている。

【参考資料第17表・第18表（89・90ページ）参照】

(8) 昇給制度の状況

参考資料第19表に示すとおり、一般の従業員について、昇給制度を設けている事業所は83.9%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所は80.3%となっている。

【参考資料第19表（90ページ）参照】

(9) 冬季賞与の配分状況

参考資料第20表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分における考課

査定分の状況については、部長級では51.4%、課長級では49.3%、一般の従業員では40.8%となっている。

【参考資料第20表（90ページ）参照】

(10) 雇用調整の実施状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況を見ると、平成24年1月以降に、34.3%の事業所で何らかの雇用調整を実施しており、その措置内容は、採用の停止・抑制（23.6%）、残業の規制（14.6%）、部門の整理閉鎖・部門間の配転（7.8%）等となっている。

【参考資料第21表（91ページ）参照】

(11) 賃金カット等の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングを実施し、賃金を減額した事業所の割合は、課長級では6.7%、一般の従業員では6.9%となっている。

また、賃金カット等を実施した事業所における平均減額率は、課長級では3.9%、一般の従業員では3.1%となっている。

【参考資料第22表（91ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

項 目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
行政職給料表(1)関係	401,214	401,310	△96 (△0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 物価及び生計費

本年4月における「消費者物価指数」は、昨年4月と比べ全国、本市ともに0.4%上昇している。

本委員会が「家計調査」及び「全国消費実態調査」を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で127,310円、2人世帯で183,840円、3人世帯で210,120円、4人世帯で236,390円となっている。

【参考資料第23表・第24表(92～94ページ)参照】

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の給与等について報告し、併せて昇給制度の改正について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

1 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 月例給

給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差は△273円（△0.07%）であり、従来、官民較差が小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には月例給の改定を見送っていること、給与減額支給措置による減額後は公務が民間を7.67%下回っていること、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の困難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案して月例給の改定は行わない

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定なし

2 給与制度の改正等

(1) 昇給・昇格制度の改正（平成25年1月1日実施）

ア 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正

イ 昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制

ウ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減

エ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

(2) 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

(3) 地域間給与配分の検証

ア 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価

イ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

(4) 産業構造、組織形態の変化等への対応

ア 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加

イ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

3 国家公務員制度改革等に関する報告

(1) 国家公務員制度改革についての基本認識

ア 国家公務員制度改革の理念と本院の認識

イ 国家公務員制度改革の経緯

ウ 国家公務員制度改革関連4法案の論点

(ア) 協約締結権付与に関する論点

(イ) 人事行政の公正の確保に関する論点

(2) 高齢期における職員の雇用問題

(3) 人事行政上の諸課題への取組

ア 能力・実績に基づく人事管理の推進

(ア) 人事評価の適正な実施及びその活用

(イ) 幹部人材育成・研修の在り方

(ウ) 専門家の計画的育成

イ 職員の勤務環境の整備

(ア) 超過勤務の縮減

(イ) 男性の育児休業取得の促進

(ウ) 配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案すると、社会一般の情勢におおむね適応しているものと判断し、勧告を行うには至らないが、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について対応する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を96円(0.02%)上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

諸手当については、民間事業所の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないことから、改定を行わないことが適当である。

ただし、(3)で述べる課題については、別途検討する必要がある。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合（3.97月分）が、職員の期末・勤勉手当の支給月数（3.95月分）とおおむね均衡していることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととする。

(3) その他の課題

ア 住居手当

本市の住居手当は、公舎への入居が一般的ではないという事情の下、職員の住居に係る費用を軽減する目的で設けられたものである。国では、住居手当のうち主に自宅の維持管理の費用を補填する趣旨で支給されていたものは、その趣旨が定着しなかったことを理由に廃止され、他都市においても同様の動きが見られる。

今後とも住居手当については、市内民間事業所における支給状況、他都市の動向及び本市職員の住宅事情等の諸条件を考慮しながら、引き続き検討を行っていく必要がある。

イ 高齢層職員の昇給・昇格制度

本年、人事院は、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑えるための施策として、平成25年1月1日から昇給・昇格制度を改正することとする勧告及び報告を行った。その内容は、昇給制度では、原則55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないも

のとし、昇格制度では、最高号俸を含む高位の号俸を受けている職員が昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するというものである。

地方公務員の給与制度については、国、他都市及び民間事業の従事者との均衡を図りながら設計されるべきものである。本件についてもこの基本的な考え方を踏まえつつ対応しなければならない。今後、昇給制度及び昇格制度のそれぞれの意義を改めて確認し、本市の実情を勘案した最適な形を積極的に検討していくこととする。

7 人事管理に関する報告及び意見

(1) メンタルヘルス対策

本市職員の平成23年度の長期療養者の疾病別状況は、「精神及び行動の障害」が54.7%を占め、近年高い割合で推移している。また、再発者の割合は前年度比で1.5倍に増加している。さらに、若年層の増加が顕著であり、この分野において年代別割合が1位となっていることや、新規相談者における割合が全体の55.1%を占めることなどが挙げられる。

本市においては、平成17年3月に「川崎市職員メンタルヘルス対策基本計画」を策定し、現在は平成23年3月に策定した第3次実行計画の取組を行っている。心の健康増進・予防対策としての1次予防対策、早期発見・早期対応・療養支援の取組を行う2次予防対策、復職支援・再発予防を行う3次予防対策と、各段階に応じて具体的な取組と関係者の役割を示している。これに基づき、本年3月には管理監督者向けに「管理監督者のためのメンタルヘルス対策の手引」、療養に入る職員本人向けに「療養・復職ハンドブック」及び療養中職員の主治医向けに「川崎市職員療養・復職の手引（医療機関用）」の作成・配布を行い、周知を図っているところである。

メンタルヘルス対策に終わりはなく、実行中の1次から3次までの予防対策はいずれも重要かつ有効な取組であるため、労働安全衛生法の改正の検討

状況など今後の動向を見据え、引き続き粘り強く取り組んでいただきたい。

なお、各段階の取組を効果あるものとするために、相談者からの相談内容の分析に努め、他都市での事例なども参考に適切な対応を検討することも重要である。

さらに、平成17年度から実施していた「ストレスチェック事業」の対象者を平成24年度からメンタルヘルス不調者の割合が増加している20歳台及び30歳台にその半数を割り当てた若年層への対策に加え、階層別研修の実施等により若年層を支援する課長や係長への配慮にも留意されたい。また、職員のメンタルヘルス向上のため、職員全体が主体となって各職場や安全衛生委員会などで健康保持増進についての対策を検討する機会を設けるなど、快適な職場環境づくりへの積極的な取組や職場のキーパーソンである管理監督者を含めた職員や関係機関の主導でメンタルヘルスを検討する機会を確保していくことが重要である。これらを実行しつつ、川崎市職員メンタルヘルス対策推進委員会において計画の進行管理を継続的に行いながら、「川崎市職員メンタルヘルス対策第3次実行計画」を着実に推進されたい。

(2) パワー・ハラスメントに対する取組

近年、職場の人間関係に起因する問題として「パワー・ハラスメント」が注目されている。ハラスメント行為は、これを受けた職員の人権が侵害され、メンタルヘルスや職場環境に悪影響を及ぼすもので、許されざる行為である。

本年3月には、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が提言を取りまとめ、その概念、行為類型、必要な取組等が示された。本市においては、平成23年度からセクシュアル・ハラスメント相談窓口においてパワー・ハラスメントの一般相談も受け付け、平成24年度からは非常勤嘱託員の弁護士による専門相談での対応も可能としている。

パワー・ハラスメントは、一度発生するとその行為を受けた職員及び職場

環境のケア等に慎重な対応が求められ、また、その影響は大きい。そのため、まずは発生を防止することが肝要である。次に、問題が発生した場合の体制を整える必要があるが、職場の管理監督者及びサービス相談員による相談体制、任命権者の相談窓口など整備は進んできている。その上で、パワー・ハラスメントを受けた職員が一人で抱え込まずに相談できる窓口を知らしめることが必要である。今後は、ホームページ、職員月報等による情報提供の充実や、研修等の機会を捉えてパワー・ハラスメントに関する意識の浸透を図ること等が求められるところである。

任命権者においては、職場環境調整義務があることを念頭に置いて、これまでの取組を確実に推進していただきたい。さらに、国や他の自治体の動向にも目を配りつつ職員が安んじて職務に精励できるよう、さらなる対策の充実を期待する。

(3) 高齢期の雇用の在り方

本年3月に政府は、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を明らかにした。その内容は、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う無年金期間を考慮した雇用確保措置について、希望する職員は原則フルタイムで再任用すること等である。また、本年の人事院の国家公務員制度改革等に関する報告においては、これまでの動きを踏まえつつ、高齢期における職員の雇用問題について課題を整理し、必要な検討事項を示している。

この問題は、当然に本市においても重要な課題であり、国と異なる地方公務員制度や本市固有の事情があること等を考慮した上で、的確な制度・運用を構築していかなければならない。今後、国において検討が進められている新たな再任用制度で対応することとなった場合には、3年に一度60歳を超える職員が追加的に留まることとなる。新陳代謝を図り組織活力を維持しながら

ら職員の能力を十分生かしていくためには、人事給与制度及び人事管理など多岐にわたって検討を行う必要がある。

平成26年度から無年金期間を考慮した雇用確保措置を講ずることを考えると、検討に費やせる時間はわずかである。今後も国や他都市の動向を注視しつつ、この問題に早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の増加は、職員の心身の健康に害を及ぼすのみならず、活力が低下することによって能率的な組織運営に支障を来すおそれがあることから、その対策は極めて重要である。

本市においては、平成23年3月に策定した「第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」で「十分な生活時間の確保のために」と項目立てし、時間外勤務の縮減につながる取組を進めている。平成23年度は前年度と比較して1人当たりの時間外・休日勤務時間数は、割合にして6.7%、11.1時間減少している。全庁的な協議調整を要する計画の策定が一区切りついた影響があろう。また、東日本大震災の影響による業務量の増加を考慮すると、本市全体としては時間外勤務の縮減に対する任命権者の取組は一定程度達成している。

しかし、業務執行体制の検討が継続的に求められること、時間外勤務が月平均で100時間を超える職員が存在すること、職員の仕事と生活の両立を推進すべきこと等から、その縮減に向けた取組を強化推進する必要性は変わらない。管理部門においては時間外勤務の状況を把握し、時間外勤務の多い職場においては管理監督者等にヒアリングを行うなど原因を検証し必要に応じて抜本的な見直しを検討することが重要である。また、優れた取組事例を集めて公表し各職員に対して具体的に明示することなどは日常業務において職員自らが改善に取り組む良い契機になるものと考え。そして、管理監督者は、

自らコスト意識を持ちながら職場での勤務時間管理を徹底し、特定の職員に業務が集中しないよう業務配分に配慮し、必要に応じた応援体制の整備を進めるなど、職場の責任者として率先してリーダーシップを発揮していただきたい。

任命権者におかれては、効果的な業務執行体制の構築と業務量に見合った適正な職員配置を通じた行政体制の再整備に加え、職員の心身の健康管理に留意しながら、時間外勤務の縮減に向けた取組を強化推進されたい。

(5) 両立支援制度の推進

我が国において、少子化対策は重要な課題の一つである。安心して育児を行えるようにするには、育児支援の充実だけではなく、父親の働き方の見直しや育児への積極的参加を通じて、母親に偏りがちな育児の負担を軽減していく必要がある。

本市においては、平成23年3月に策定された「第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づく「職員子育て応援ガイドブック」及び男性職員の育児参加を促すために作成された「男性職員のためのすくすく子育てハンドブック」を本年3月に改訂し、各種制度の周知とより一層の利用促進を図った。平成23年11月には、新たな取組として育児を行う男性職員を対象とした研修の実施を通じて、男性職員の育児参加の啓発及び育児休業の取得の呼びかけを積極的に行ったところである。

この結果、本市における男性職員の育児休業の取得率は年々増加しており、平成23年度は4.5%と対前年度比2.3%の増加となっているが、さらなる向上のためには、職場における業務分担の見直し、代替要員の確保、気兼ねなく育児休業を取得できる職場環境の整備等、より一層の配慮が重要である。そのためには、今まで以上に育児休業制度等の周知徹底を図り、研修の参加等を通じて職員一人ひとりの意識改革を進めていく必要がある。

少子高齢化が進む中で、職員が安心して自らの能力を発揮できるようにするためにも、仕事と家庭生活との調和を確保できるよう、任命権者におかれては、今後も引き続いて「第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の着実な推進に取り組まれない。

(6) 人材の確保・育成

本市を取り巻く社会情勢が大きく変化し、高度化する行政課題への対応が必要とされる一方、多様化する市民ニーズを的確に捉えた住民福祉の実現が求められている中においては、人的側面からの取組として、諸課題に主体的かつ実効的に取り組むことのできる優秀な人材の確保・育成は、ますます重要性を増している。

人材の確保については、より多くの受験対象者に職員採用試験への受験を促すために幅広い広報活動を行うとともに、人物面を重視した採用試験を実施するため面接試験の充実を図っている。具体的には、広報については、受験者が減少傾向にある技術系職員等の専門職の確保のため、職員採用説明会で紹介する職種を6職種から10職種に増やすことにより、専門職への受験勧奨を行ったところである。また、優秀な人材確保のために、面接員となる職員を対象とする面接技法講習会の内容を充実させることにより、面接試験において受験者の人柄や仕事への意欲等を見極め、正確な人物評価ができるよう努めている。

人材の育成については、本年3月に策定された「第3次川崎市人材育成基本計画」において、職員一人ひとりが主体的に自身の責務を自覚し、市職員としての将来像を具体化できるよう、めざす職員像をより明確化するとともに、求められる力を職位とその役割に応じてきめ細かく提示している。さらに、多種多様な職務経験を通じて得られる知識や実務能力が諸種の課題への的確な対応に重要であること、人材育成の中心的な役割を担う管理・監督者

においてもキャリア形成についての理解の一層の深化が求められていることに鑑み、人事異動や研修といった制度を有機的に連動させ、キャリア形成の取組を効果的に支援する仕組みとして再構築している。人事管理部門においては、本計画の着実な推進に努めるとともに、職員の意識向上や各職場の環境整備等により活発な人材育成が実施されるよう、全庁的な推進体制を活用した広報や組織単位の浸透に取り組みたい。

また、多様な人材の確保を進める一方で、様々な経歴や経験を有する職員の入庁によってキャリアの多様化が見られるところであり、かかる状況下においては、めざす職員像の実現に向けた支援策も一様ではなく、個々のキャリアに応じた取組が求められる。本計画においても、職員のキャリアステージに連動した人材育成の取組が図られているところであるが、階層別研修の効果的な実施や、人事ジョブローテーションの運用、専門職・専任職といった複線型人事制度の一層の充実に引き続き取り組みながら、実情に即した運用の在り方について検討いただきたい。

(7) 市民からの信頼確保

行政に対する市民の信頼を確立するためには、高い公務員倫理と厳正な勤務規律の確保が不可欠である。

職員の不祥事防止については、全庁を挙げて取り組まれてきたところであるが、本年に入ってから、公務員の信用を失墜させる不祥事が相次いでいる。一個人の行為が、結果として市政全体への不信感につながることとなり、誠に遺憾である。任命権者においては、より一層あらゆる機会を通じて公務員倫理の確保に取り組まれない。

職員にあっては、一人ひとりが厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に専念し、市民からの期待と信頼に応えられるよう、職務に精励することを要望するものである。

8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義があり、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年は、職員の給与水準の改定は行わないこととしたが、本委員会は今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告及び勧告制度が果たしている役割を理解され、適切に対応されるよう要望する。

参 考 资 料

目 次

第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	18
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	19
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	20
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	21
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	23
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	25
第 7 表	扶養手当の支給状況	71
第 8 表	住居手当の支給状況	73
第 9 表	管理職手当の支給状況	74

第 2 部 民間給与等の実態

平成 24 年職種別民間給与実態調査の概要	75	
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	76
第 11 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	77
第 12 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	78
第 13 表	民間における初任給の改定状況	88
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	88
第 15 表	民間における住宅手当の支給状況	89
第 16 表	民間における特別給の支給状況	89
第 17 表	民間における給与改定の状況	89
第 18 表	民間における定期昇給の実施状況	90
第 19 表	民間における昇給制度の状況	90
第 20 表	民間における冬季賞与の配分状況	90
第 21 表	民間における雇用調整の実施状況	91
第 22 表	民間における賃金カット等の実施状況	91

第 3 部 労働経済指標

第 23 表	費目別、世帯人員別標準生計費	92
第 24 表	労働経済指標	93

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	331,969	7,785	41,970	5,976	9,994	4	397,698
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	334,793	7,930	42,348	6,055	10,180	4	401,310
行政職給料表(2)	326,642	13,542	40,822	6,577	-	0	387,583
医療職給料表(1)	495,863	10,100	88,121	7,800	81,511	153,030	836,425
医療職給料表(2)	329,586	3,369	40,765	5,085	6,749	0	385,554
大学教育職給料表	416,203	5,493	51,348	6,566	6,203	0	485,813
高等学校教育職給料表	418,699	12,057	52,119	7,028	3,577	0	493,480
消防職給料表	310,416	12,224	39,201	6,607	4,032	0	372,480
全給料表 (企業職を除く。)	331,878	9,302	41,864	6,166	7,281	421	396,912

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	327,675	10,294	41,952	6,051	4,237	11,521	401,730
全給料表 (企業職を含む。)	330,960	9,519	41,883	6,141	6,616	2,847	397,966

(注)1 数値については、平成24年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

3 高等学校教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。

4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、寒冷地手当の支給はない。

5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	5,920	40.6	16.9
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,812	41.0	17.2
行政職給料表(2)	1,632	46.7	18.3
医療職給料表(1)	27	48.2	11.0
医療職給料表(2)	495	41.4	15.6
大学教育職給料表	29	46.6	6.2
高等学校教育職給料表	370	46.4	14.6
消防職給料表	1,391	37.6	15.5
合 計	9,864	41.5	16.7

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,759	41.4	15.3
企業職を含めた総合計	12,623	41.5	16.4

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	5,920	4,007	1,167	741	5
行政職給料表(2)	1,632	159	177	1,158	138
医療職給料表(1)	27	27	-	-	-
医療職給料表(2)	495	378	107	10	0
大学教育職給料表	29	27	2	0	0
高等学校教育職給料表	370	349	7	14	0
消防職給料表	1,391	811	180	399	1
合 計	9,864	5,758	1,640	2,322	144

構 成 比	100.0%	58.4%	16.6%	23.5%	1.5%
-------	--------	-------	-------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,759	1,085	829	742	103
企業職を含めた総合計	12,623	6,843	2,469	3,064	247

構 成 比	100.0%	54.2%	19.6%	24.3%	2.0%
-------	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齡	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	歳	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
	人	人	人	人	人	人
18	1					
19	9					
20	23					
21	31					
22	61					
23	100				3	
24	114				7	
25	121				12	
26	126		2		13	
27	147				11	
28	135				15	
29	151		2		16	1
30	140		2		21	
31	147		2	1	15	
32	137		9	1	11	
33	167		15		15	2
34	181		16	1	24	
35	174		22		14	
36	208		32		9	2
37	214		48	1	15	1
38	201		50		16	1
39	238		59	1	6	
40	218		53	1	17	1
41	173		49	1	11	3
42	156		71	1	6	
43	223		86		13	1
44	154		101	1	12	
45	145		83		19	
46	154		81	1	23	
47	168		93		15	1
48	131		95	4	12	1
49	127		96		14	1
50	137		90	3	16	2
51	160		63	1	11	1
52	164		69		5	2
53	146		61		11	4
54	151		62	1	15	1
55	155		50		8	
56	150		43		20	
57	130		50	2	12	1
58	142		40	1	17	
59	110		37	4	15	
60以上				1		3
計	人	人	人	人	人	人
	5,920	1,632	27	495	29	

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
	1	1
	8	17
	13	36
	12	43
1	34	96
	66	169
6	61	188
3	59	195
2	54	197
2	63	223
3	58	211
3	47	220
7	59	229
9	56	230
4	35	197
7	27	233
9	35	266
11	34	255
4	41	296
3	31	313
8	34	310
3	22	329
9	39	338
7	16	260
1	19	254
14	21	358
7	19	294
9	18	274
20	23	302
13	16	306
21	19	283
20	20	278
22	21	291
19	34	289
17	17	274
12	17	251
14	28	272
18	46	277
16	40	269
17	31	243
17	46	263
12	51	229
	1	5
人	人	人
370	1,391	9,864

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
	1
	17
	36
33	76
50	146
55	224
42	230
55	250
57	254
57	280
41	252
48	268
49	278
44	274
56	253
55	288
62	328
70	325
94	390
93	406
98	408
110	439
96	434
102	362
119	373
89	447
83	377
74	348
93	395
88	394
83	366
71	349
64	355
66	355
72	346
75	326
80	352
86	363
55	324
56	299
61	324
68	297
9	14
人	人
2,759	12,623

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	年	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
	人	人	人	人	人	人
0	262	6	1	14	5	
1	204	5	1	26	4	
2	285	3	2	35	3	
3	309	3	1	20	2	
4	197		4	15	1	
5	134			19	2	
6	117		2	15	2	
7	123		1	15	3	
8	112		1	14		
9	112	13	2	17	1	
10	151	32	1	10		
11	168	93		9	2	
12	213	68	1	11		
13	140	95		9		
14	144	103	1	8		
15	123	111		16		
16	181	140		17		
17	179	143	3	14	3	
18	209	114	1	11		
19	178	104		19		
20	157	138		15		
21	181	48	2	11		
22	139	85		12		
23	121	75		15		
24	124	63	1	7		
25	105	33		11		
26	101	31		6		
27	91	16		9		
28	100	20	1	10		
29	128	13	1	12		
30	100	9		3		
31	149	14		11		
32	173	14		12		
33	124	3		7		
34	134	12		14		
35	103	7		9		
36	76	1		7	1	
37	74	5		5		
38	97	5		2		
39	41	2		3		
40	46	3				
41	15	1				
42						
43		1				
44						
45						
計	5,920	1,632	27	495	29	

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人
15	62	365
18	122	380
31	71	430
11	74	420
18	69	304
6	43	204
7	35	178
11	36	189
12	43	182
5	38	188
6	51	251
14	41	327
13	39	345
10	20	274
9	26	291
10	28	288
7	22	367
11	29	382
12	17	364
12	24	337
15	26	351
10	20	272
6	20	262
13	29	253
8	20	223
14	16	179
17	13	168
12	17	145
6	16	153
6	26	186
7	17	136
	21	195
5	34	238
2	41	177
3	33	196
5	25	149
	15	100
1	53	138
2	21	127
	13	59
	18	67
	7	23
		1
人	人	人
370	1,391	9,864

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
173	538
146	526
166	596
115	535
89	393
69	273
73	251
30	219
41	223
83	271
67	318
59	386
73	418
73	347
84	375
72	360
76	443
84	466
114	478
98	435
75	426
82	354
92	354
74	327
75	298
61	240
46	214
40	185
47	200
27	213
20	156
38	233
43	281
34	211
28	224
31	180
29	129
40	178
40	167
23	82
18	85
11	34
	1
人	人
2,759	12,623

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	
2								
3								
4								
5								
6								
7	1							
8				1				
9								
10								
11	9			1				
12								
13	1			2				
14								
15	23			1				
16	1			1				
17				1				
18				2				
19	28							
20	2			3				
21	4			5	1			
22	1			2				
23	9			6				
24	2	1		7				
25	1	1		7				
26	1	2		5				
27	90	58		6		1	1	
28	10	42	1	8				
29	15	33		7				
30	10	19		10			1	
31	71	62		19		2		
32	10	33		7		2		
33	16	38		11		2		1
34	7	27	1	12		3	2	
35	83	40	3	13				
36	20	44	3	23		2		2
37	20	34	12	12		7	1	3
38	14	25	11	15		1		7
39	2	26	13	7		1	1	3
40	1	46	14	12		6		6
41		30	19	16		12	2	1
42		32	34	15	2	10	11	4
43		33	40	15	1	13	8	1
44		40	23	15		17	6	1
45		31	29	13	1	18	8	1
46		32	16	8	1	26	8	1
47		29	26	18	2	21	5	2
48		43	25	12	6	32	7	1
49		39	34	20	3	20	8	
50		28	23	13	3	27	7	
51		27	28	16	20	15	5	1
52		30	17	18	12	20	9	

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
53			28	34	15	17	14	7	
54			40	23	7	11	25	6	
55			37	17	7	8	20	6	
56			49	16	8	9	20	10	
57			36	26	7	6	17	2	
58			38	18	27	9	19	1	
59			31	16	20	10	16	2	
60			50	24	14	17	14	3	
61			42	26	7	20	11	4	
62			44	21	15	15	8	4	
63			47	18	12	10	9	3	
64			52	21	13	18	7	2	
65			43	24	12	6	3	1	
66			43	21	10	16	4		
67			50	16	6	10	4		
68			49	15	12	8			
69			32	28	14	18	8		
70			40	16	15	12	6		
71			43	17	5	14	2		
72			26	18	12	21	4		
73			21	8	10	12	5		
74			11	12	6	16	2		
75			24	5	8	16	4		
76			16	7	7	17	8		
77			11	14	14	5	1		
78			7	16	8	8	1		
79			9	8	15	7	3		
80			8	16	11	4	2		
81			6	16	9	1	2		
82			4	4	14	1	2		
83			4	6	10	1	1		
84			4	7	7	2	1		
85				5	7		4		
86			4	9	7	1			
87			3	11	5				
88			1	11	4				
89			3	2	5				
90			1	3	6	2			
91			1	8	4	1			
92				6	7				
93				6	3				
94				3	4				
95			3	7	5	1			
96				12	6				
97			1	3	4				
98				4	1				
99				7	3	1			
100			2	9	5	1			
101			1	4	6				
102				3	6				
103			1	5	7				
104				3	11	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1	1	6	3			
106			7	9				
107			7	15				
108			3	7				
109		1	8	5				
110			6	5				
111			1	8				
112			2	10				
113			1	5				
114			6	10				
115			8	9				
116		1	6	8				
117		9	8	12				
118			1	13				
119			3	16				
120			1	34				
121			1	11				
122			6	14				
123			2	13				
124			4	8				
125			2	1				
126			6	5				
127			3	6				
128			1	1				
129			4					
130			3	3				
131			6	2				
132			2	2				
133			3					
134			5	2				
135			5	2				
136			6	2				
137			8	1				
138			5					
139			12					
140			11					
141			7					
142			6					
143			12					
144			8					
145			5					
146			7					
147			5					
148			11					
149			130					
合計	452	1,903	1,382	1,093	408	505	142	35
平均給料月額	183,979円	252,910円	359,381円	379,250円	424,713円	452,122円	488,844円	531,637円
平均年齢	23.4歳	32.3歳	44.7歳	45.3歳	51.2歳	52.7歳	54.9歳	56.7歳

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)
2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28			1	
29	1			
30			1	
31				
32			1	
33			1	
34	1		1	
35				
36			1	
37				
38	1		1	
39				
40			3	
41				
42			1	
43				
44				
45			2	
46			3	1
47			4	5
48			2	2
49			2	13
50			2	9
51			8	11
52			4	16

給号	級	1	2	3	4
53			3	19	
54			7	18	
55			3	18	
56			6	21	
57			6	16	1
58			7	18	1
59			11	29	
60			5	29	1
61			9	15	4
62			11	31	1
63			10	26	5
64			15	23	4
65			12	21	3
66			11	32	3
67			13	33	
68			8	19	3
69			16	26	4
70			12	22	5
71			16	29	2
72			11	23	3
73			24	29	1
74			12	21	2
75			17	23	1
76			27	13	5
77			14	16	3
78			20	10	5
79			32	16	4
80			20	11	4
81			15	13	4
82			13	20	5
83			29	4	1
84			20	7	1
85			9	9	5
86			11	7	5
87			10	3	2
88			5	10	4
89			5	10	3
90			5	6	2
91			6	5	4
92			5	2	3
93			3	1	1
94			1	5	3
95				3	2
96				5	2
97				9	3
98			1	6	2
99				1	2
100				5	1
101				7	2
102				2	
103				5	3
104				2	1

給号	級	1	2	3	4
105				7	1
106				1	
107				9	2
108				3	2
109				2	2
110				2	2
111				3	3
112				1	
113				2	1
114				3	2
115				3	
116				1	3
117				4	3
118				3	2
119				2	
120					3
121				1	
122					1
123				3	
124				4	1
125				3	2
126				1	1
127				4	
128				1	
129				1	
130				3	
131				2	
132				1	
133				1	
134				5	
135				3	
136					
137				1	
138					
139				3	
140				1	
141				1	
142				3	
143				1	
144				3	
145				3	
146					
147				5	
148				1	
149				24	
合 計		4	534	936	158
平均給料月額		179,200円	276,049円	346,758円	382,203円
平均年齢		27.5歳	40.2歳	49.3歳	53.7歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7			1		
8					
9			1		
10					
11					
12			1		
13					
14					
15					
16					
17				1	
18					
19					
20				1	
21					
22					
23					
24					1
25					
26					
27					
28				1	
29					
30					
31				1	
32					
33					
34					1
35					
36					1
37					1
38				1	
39					
40					
41					1
42					
43					1
44					1
45					
46				1	1
47					2
48					1
49					
50					1
51					
52					

給号 級	1	2	3	4	5
53					
54				2	
55					1
56					
57				1	
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66				1	
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
合 計	0	3	6	12	6
平均給料月額	-	342,733円	449,100円	520,358円	570,200円
平均年齢	-	32.3歳	41.5歳	50.8歳	57.8歳

医療職給料表(2)

〔保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、
看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用〕

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13					1		
14							
15							
16					1		
17							
18							
19							
20							
21							
22					1		
23			1		1		
24			1		1		
25					1		
26							
27			9				
28			1				
29			1				
30							
31	2		3				
32			2		1		
33	1		9		1		
34	1		3		2		
35	4		5	1			
36	1		2	1			
37	2		1		1		
38			2	4			
39			4		2		1
40	1		2	1			
41	5		5	2		1	1
42	1		3		2		
43	1		7	1			1
44	1		2			2	
45			4	1		4	1
46			7	3	1	2	
47			1	4		1	
48			4	1		4	
49			7	2	2	1	
50			8	5	1	2	3
51			3	6	2		4
52			3			1	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		3		2	4	4	
54		6	2		2	1	
55		5				1	
56		5	2	1		1	
57		4	3		3	2	
58		7	3	1	2		
59		3	3	1		1	
60		5	2	1		1	
61		1	4		2		
62		4		1	1	2	
63		6	1	3	2	1	
64		4			2		
65		2	1	2	3		
66		6			1		
67		3	2		2		
68		3		2			
69		4	2				
70		1	1		1		
71		3	1	2			
72		3	1				
73				2			
74				2	2		
75		1		2			
76		1	1	1			
77				2			
78		1	3	1			
79				1			
80		1	3	1			
81			1				
82			1	2	1		
83				2			
84			1	2			
85			2	2			
86		1		1			
87			2				
88							
89							
90			2				
91				1			
92				1			
93			2				
94		1					
95			2	1			
96							
97				2			
98			1	1			
99		1	1				
100							
101			3				
102			1				
103			1	1			
104			2				

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105			1		1			
106								
107				2				
108					2			
109								
110								
111				1	3			
112				1				
113								
114					2			
115					2			
116					3			
117					2			
118					1			
119				1	2			
120					2			
121				1	1			
122					2			
123					2			
124				3	2			
125					2			
126								
127				1				
128								
129								
130								
131								
132				1				
133				1				
134								
135								
136				1				
137								
138				1				
139				1				
140								
141				1				
142				1				
143				1				
144				1				
145				2				
146								
147								
148								
149				12				
合 計		20	186	122	94	32	37	4
平均給料月額		200,330円	250,009円	362,315円	386,605円	421,744円	450,405円	483,150円
平均年齢		26.1歳	32.2歳	46.5歳	47.8歳	50.1歳	54.2歳	57.8歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]
 である職員に適用

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36			1	
37	1			
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44			1	
45				
46				
47			1	
48				
49	1			1
50				
51				
52				

給号 / 級	1	2	3	4
53				1
54				
55			1	1
56				
57	1			
58				1
59				
60				
61	1			
62				
63				
64				
65	2	1		
66				
67				
68				
69				1
70			1	
71				
72				
73	1		1	
74			1	
75			1	
76				
77			1	
78				
79				1
80				1
81		1	1	
82				
83				
84				
85				
86			1	
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109					1
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		8	6	8	7
平均給料月額		316,163円	384,933円	446,538円	522,671円
平均年齢		35.6歳	44.3歳	50.3歳	57.0歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13						
14						
15						
16						
17			1			
18						
19			2			
20			2			
21			1			
22			1			
23			1			
24			1			
25						
26						
27			1			
28						
29			2			
30			1			
31			2			
32			1			
33			1			
34						
35						
36			1			
37						
38						
39			1			
40			2			
41			3			
42			2			
43			1			
44			4			
45			4			
46			1			
47			1			
48			1			
49			1			
50			1			2
51						
52			2			1
53			2			
54			1			2
55						
56			1			

給号	級	1	2	3	4	5
57			2			
58			2	1		
59			2			
60		1	4			
61			1			
62			2			
63			2			
64						
65			3			
66			1			
67			2	1		
68			4			
69						
70		1				
71			2		1	
72			2			
73		2	2			
74			1	2		
75			3	2		
76				1	2	
77				2	1	
78			1	1		
79			1	2		
80					1	
81			4	4		
82			1		1	
83			1	2		
84			2			
85				4	7	
86				1		
87			2	2		
88			3	1		
89			2	1		
90			2	3		
91			3	2		
92			6	2		
93			4	1		
94			1	2		
95			1			
96			2	3		
97			2			
98			1	1		
99			2	3		
100				2		
101			5	1		
102			2	2		
103			2			
104			1	1		
105			2			
106			3			
107			2			
108			2			
109			8			
110			3			
111			1			
112			5			

給号	級	1	2	3	4	5
113				2		
114				2		
115				3		
116				3		
117				4		
118				1		
119				9		
120				3		
121				6		
122				4		
123				3		
124				6		
125				3		
126				4		
127				5		
128				4		
129				4		
130				6		
131				3		
132				3		
133				3		
134				5		
135				1		
136				4		
137				1		
138				4		
139				3		
140				3		
141				1		
142				1		
143				2		
144				2		
145				4		
146				2		
147				4		
148				5		
149				2		
150				6		
151				2		
152				2		
153				2		
154				2		
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
合 計		4	298	50	13	5
平均給料月額		282,282円	407,856円	468,341円	485,477円	503,981円
平均年齢		34.3歳	45.0歳	52.1歳	55.7歳	57.4歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	1							
4								
5								
6								
7	8	1						
8	1							
9	1	3						
10	1							
11	11	5						
12		1						
13	3	5						
14	2	2						
15	6	8						
16	3	3	1					
17	1	4						
18	2	3						
19	16	8						
20	2	5					1	
21	1	7	2					
22	1	4	1	1				
23	33	9	2					
24	11	5		1				
25	10	9	3					
26	4	4	4					
27	49	2	2					
28	11	5	1					
29	17	7	3					
30	9	13						
31	31	9	6	1				
32	9	6	4					
33	13	9	4					
34	9	10	2					
35	25	13	3					
36	7	6	2					
37	13	3	4					
38	11	4	3	1				
39	16	10	1	1				
40	16	8	5					
41	14	8	2					1
42	8	3	2					
43	8	5	3	4			1	
44	7	2		2				
45	11	6	4	2			1	
46	3	1	3	4			1	
47	2	4	4			3		
48	3	2	3			2	1	
49	2	7	6	3	1	4		
50	2	4	4	2		7		
51	5	4	3			5		
52	2	3	3		2	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	2	2	1	3	1	2	1	
54	1	3	1	1	1	2		
55		3	4	1			1	
56	1	2	5	2	2	3	1	
57		4	2	2	2	2	1	
58		3	4	3	3	1	2	
59	1	1	2	1	1	1	1	
60		3	2	5	2			
61		1	4	2	4			
62		4	4	3		1		
63				1	2			
64			4	2	3	1	1	
65		1		3	5		1	
66			4	4	3		1	
67		5	3	2	3			
68		3	4	1	2			
69		1	5	4	3			
70		3	1		2			
71			2	1	2			
72			4		2	1		
73		1	2		2	1		
74				1	3	1		
75		1	1	2	1			
76			3	2	4	2		
77			5			1		
78			4	1		1		
79			1	2	3			
80			2	1	1	2		
81			3	2	1	1		
82			1	2		1		
83		1	3	6		1		
84		1	2					
85			2			4		
86			1	2				
87			4	1				
88								
89			5	1				
90		1	2	2				
91			2		1			
92			5	1				
93			2	2				
94				1				
95		1	2	1				
96			2	1				
97			1					
98			1					
99		1	2		1			
100								
101		1	1		1			
102			1	1				
103		1		1				
104				1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			2		2			
106								
107				3				
108		1	1					
109		2						
110								
111								
112			1					
113			1	4				
114				5				
115				2				
116				3				
117				3				
118			6	4				
119			2					
120			1	1				
121			1	2				
122			2	1				
123			1					
124			1	1				
125			1					
126			3					
127			3	1				
128			1					
129			2					
130								
131								
132								
133			1					
134			4					
135			6	2				
136			2					
137			4					
138			1					
139								
140			3					
141			1					
142			5					
143			7					
144			6					
145			6					
146			11					
147			4					
148			14					
149			102					
合 計	426	291	412	129	66	51	15	1
平均給料月額	210,598円	271,323円	372,490円	389,163円	427,802円	457,424円	490,320円	532,700円
平均年齢	25.1歳	32.3歳	46.9歳	45.2歳	51.3歳	54.0歳	55.9歳	58.0歳

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6				1				
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19				1				
20	1			1				
21								
22				1				
23				1				
24				2				
25				1				
26								
27	12	10		2				
28	4	2		1				
29	2	1		1				
30		2		1				
31	3	8						
32	1	1						
33	2	4		2				
34	1			2				1
35	15	4		2				
36	2	4						
37	2	2	2	3				
38	4	1	5					
39	2	1	2	3				
40		6	1	1	1			
41		4	5	4		1	1	
42		4	3					
43		1	1	3				
44		3	1	1		1	1	
45		1	4	1		5		
46		2	6		1	1		1
47		4	1			3	1	
48		1	2			6		
49		5	8	3		3		
50		4	4	2		6		
51		3	3	3		3		
52		4	4	4	2	3	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		4	2	2	2	1	1	
54		1	1	2	1	5		
55		4	5	2	2	1	1	
56		3	6	1				
57		3	4	2		3		
58		3	8	1	1		1	
59		4	3	3	2	1		
60		6	3		4	2		
61		6	5	3	1	2		
62		1	5		1	2		
63		13	2		3			
64		4	3	2	1			
65		5			4			
66		4	4	1	3	1		
67		13	2					
68		7	10	2	1			
69		3	6	1	3			
70		6	3	1	3	2		
71		9	5	2	5	1		
72		5	2	1	4			
73		8	3	2	3	1		
74		4		3	3			
75		9	3	1	1			
76		4	1	1	1			
77		4	1	1	1	1		
78		2		5				
79		2	1	4				
80		1	1	3		1		
81		3	1	1				
82		2	1	1	1			
83				1				
84				4				
85			1	3				
86			2	3				
87			1	2				
88				1				
89			1	1				
90				1				
91				1				
92			2	1				
93				1				
94				1				
95								
96			1	2	1			
97		1	1	1				
98			1	1				
99			2	2				
100			3	1				
101		1	1					
102				1				
103				1	1			
104			2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				1	1			
106			1	2				
107								
108				1				
109			1					
110			3	1				
111				2				
112			1	5				
113				4				
114				2				
115				2				
116			2	1				
117		1	1	5				
118				8				
119				12				
120				16				
121				9				
122				6				
123				1				
124				1				
125								
126			1	1				
127			3					
128			1	2				
129								
130								
131								
132								
133			1					
134			2					
135			3					
136			1					
137								
138			3					
139			1					
140			3					
141			1					
142			1					
143			3					
144								
145			1					
146			3					
147			2					
148			7					
149			41					
合 計	51	228	248	206	58	56	8	2
平均給料月額	189,647円	262,659円	366,834円	390,984円	426,322円	452,459円	490,075円	529,800円
平均年齢	24.6歳	33.8歳	45.8歳	48.8歳	52.2歳	53.6歳	54.6歳	56.0歳

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36			1		
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				2	
45					
46			1	2	
47				1	
48				1	
49				6	
50					
51				2	
52				2	

給号	級	1	2	3	4
53			2	3	
54			1	4	
55				1	
56			2	3	
57			1		
58					
59				1	
60			3	3	
61				2	
62			1	3	
63			1	1	1
64			2	2	
65			2	1	2
66					
67				2	
68			1	2	1
69				3	1
70			1	3	
71			4	4	
72			3		
73			2	1	1
74			7	2	1
75			4	1	
76				1	1
77			1	2	
78			6	1	
79			6	3	
80			2	1	1
81			3	4	1
82			2	3	
83			5	1	
84			2		1
85			2	1	
86					1
87				1	
88				2	2
89			1	1	
90				1	
91				1	
92					
93					1
94					
95				1	1
96					
97				1	1
98				1	
99				2	
100					
101					
102				2	
103				1	1
104					

給号	級	1	2	3	4
105					
106					1
107				2	
108				2	
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116				1	
117					2
118				1	
119					1
120					
121					1
122					
123					1
124				2	
125				1	
126					
127					
128				1	
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140				1	
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147				1	
148					
149				7	
合 計		0	69	108	24
平均給料月額		-	276,890円	348,352円	385,850円
平均年齢		-	37.8歳	46.2歳	52.5歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15		1						
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25	1							
26								
27		3						
28	2							
29								
30				1		1		
31	2	1						
32								
33								
34								
35	3			1				
36	1			1				
37								
38								
39				1				
40		1						
41								
42						1		
43		1						
44		1						
45				1				
46		2	1					
47							1	
48				1		1		
49								
50		1			1	1	1	
51		2						
52				1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1	1	1				
54					1			
55			1					
56			1			2		
57								
58						1	1	
59		2			1	1		
60		1						
61				1	3			
62		1		1	1		1	
63					2			
64			1			2		
65								
66								
67		1			1	1		
68		1						
69		1						
70		1		1	1			
71				1				
72			1				1	
73		1			1	1		
74		2						
75								
76								
77		1		1				
78		1						
79								
80								
81								
82		1						
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92		1						
93								
94		1						
95					1			
96								
97								
98								
99								
100								
101				1				
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142			1					
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	9	30	7	14	14	13	4	0
平均給料月額	188,489円	261,120円	351,171円	367,500円	424,014円	453,877円	493,300円	-
平均年齢	24.7歳	33.9歳	43.7歳	42.4歳	52.0歳	51.8歳	55.5歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							

給号	級	1	2	3	4	5	6
53				1			
54							
55							
56							
57							
58				1			
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67				1			
68				2			
69							
70				1			
71				3			
72			1	1			
73							
74				1			
75				1			
76				1			
77							
78					1		
79				1			
80				1			
81							
82			1	1			
83				1			
84				4			
85							
86			1				
87				1	2		
88				1			
89				2			
90							
91							
92							
93							
94							
95				1			
96							
97							
98							
99							
100				1			
101							
102							
103							
104							

給号	級	1	2	3	4	5	6
105							
106							
107				1			
108							
109							
110				1			
111				1			
112				1			
113							
114							
115				1			
116				1			
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127				1			
128							
129							
130							
131				1			
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139				1			
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
合 計		0	3	36	3	0	0
平均給料月額		-	305,200円	369,203円	396,000円	-	-
平均年齢		-	42.3歳	48.9歳	48.0歳	-	-

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				
40			1	
41				
42				
43				
44				2
45				
46				1
47			1	
48			1	4
49			1	2
50			1	3
51				5
52			3	6

給号 級	1	2	3	4
53			5	
54			5	
55		1	4	
56		1	10	
57		1	5	
58		1	6	
59		2	4	
60		3	3	
61		2	5	
62		3	6	
63		7	6	1
64		1	4	1
65		3	4	1
66		8	4	
67		3	4	2
68		4	2	1
69		2	2	
70		3	3	
71		3	5	
72		3	3	
73		1	3	2
74		2	1	1
75		10	4	
76		4	5	
77		4	9	2
78		4	5	
79		3	7	1
80		7	3	1
81		4	4	2
82		6	5	1
83			2	1
84		1	6	
85		1	3	2
86			1	1
87			1	
88			3	1
89		1	2	
90			2	
91		1		
92			2	
93			1	
94			5	
95			1	
96			3	1
97			8	
98			1	1
99				1
100			1	1
101			1	
102			2	
103			1	
104			1	1

給号	級	1	2	3	4	
105					1	
106						
107					1	
108					1	
109					2	
110					4	
111					4	
112						1
113						
114					2	
115						
116					1	
117					1	
118					3	
119					1	
120					1	
121						
122					2	
123					1	
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130					1	
131					2	
132						
133						
134					2	
135						
136						
137					2	
138					1	
139						
140					2	
141						
142						
143						
144						
145					1	
146						
147						
148					1	
149					1	
合 計		0	109	244	27	
平均給料月額		-	271,774円	343,130円	374,574円	
平均年齢		-	40.4歳	49.6歳	53.3歳	

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	1	2						
28		1						
29								
30		1						
31	1							
32								
33								
34		1						
35	2	1						
36			1			1		
37			1	1				
38	1							
39								
40								
41								
42			1			2		
43				1				
44								
45								
46		1						1
47						1		
48						1		
49			1			1		
50		1	1			1	1	
51		2	1			1		
52		3				1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1	1		1	
54				1			1	
55		1				1	1	
56				1		1		
57		1			1			
58					1			
59				1			1	
60				1	2			
61				1	1			
62		3						
63				2				
64		1						
65		1		1				
66		2	1					
67		1						
68								
69		2	1			1		
70								
71		3						
72			1	1				
73			1		1			
74				1				
75		1						
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83			1	1				
84								
85								
86			1					
87								
88								
89			1					
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97			1					
98								
99								
100				1				
101								
102								
103				1				
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123				1				
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	29	14	17	9	10	5	1
平均給料月額	191,680円	257,472円	346,743円	383,100円	420,244円	448,880円	493,260円	537,200円
平均年齢	25.0歳	33.1歳	42.9歳	44.6歳	48.7歳	50.4歳	55.6歳	59.0歳

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		9			
6					
7					
8					
9		11			
10					
11					
12		5	8		
13		6			
14					
15					
16		5	4		
17					
18					
19					
20		9	6		
21		1			
22			1	1	
23					1
24		5	7		2
25	3	1			
26			1	4	
27					
28			1	2	
29	12		1		
30			1	2	
31					
32			3	1	
33					
34			2	1	
35			1		
36			1	1	1
37					1
38				4	1
39				1	1
40					
41				2	
42			2	1	
43					1
44				3	
45					1
46					
47				1	2
48				2	
49					2
50				6	
51				1	
52				2	1

給 号	級	1	2	3	4	5
53						1
54					2	2
55						1
56						
57					1	3
58						1
59						
60						
61					1	1
62						1
63						
64						
65					1	1
66						2
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						1
75						1
76						
77					2	
78						
79						
80						
81						
合 計		15	52	39	45	26
平均給料月額		307,080円	354,596円	433,997円	515,818円	577,831円
平均年齢		30.6歳	33.8歳	40.3歳	48.6歳	57.8歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師]
 [その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24			1				
25	1						
26		1					
27	5	2					
28		1					
29	37	2					
30		2					
31	2	4					
32	1	5					
33	53	26		1			
34	1	5		1			
35	11	6					
36	1	2	1			1	
37	48	19	2	1			
38		14	4				
39	3	10	1				
40	4	3	4				
41	24	24	7			1	1
42	2	10	4			1	
43	6	3	3	2			
44	2	10	3			1	
45	4	13	6				1
46		4	4	1		1	
47	2	6	6	2		2	1
48	1	7	6		1	2	
49	1	9	8			1	
50		6	6	1		4	
51	1	8				2	
52		4	2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53	4	7	8				
54		9	8				
55			3				
56	1	8	1	2		1	
57		12	6				1
58	1	6	5		1		
59		5					
60	1	9	6			2	
61		4	3	1			
62		11	1	3		1	
63		6	1	1			
64		5	1		1		
65		10			1	1	
66		4	5	1	1		
67		7	2	3			
68		7	1	2			
69		8	1	2	1		
70		5	2	1	2		
71		5	3	1			
72		3	2	1	3		
73		4	1	2	1		
74		1			1		
75			2	1			
76		1	1	1	3		
77		1	1				
78			2	3			
79		2		1			
80		3					
81							
82		1	1	1			
83		1	1	2			
84			2	2			
85							
86			1	1			
87			2	1			
88				3			
89			3	3			
90			1	4			
91				3			
92				2			
93			1	2			
94			1				
95				2			
96				3			
97			1	2			
98			2				
99			1				
100			2	2			
101				1			
102			1	2			
103			1	4			
104				6			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			1	2			
106			1				
107			2	1			
108							
109			3	2			
110			1	2			
111				2			
112				2			
113			1	2			
114				2			
115			1	1			
116			1				
117			2	1			
118			1	2			
119			2				
120				2			
121				2			
122			1	2			
123			1				
124			1				
125							
126			1				
127			1	1			
128							
129							
130			1				
131							
132			1				
133							
134			2				
135			1				
136			1				
137			2				
138			2				
139							
140			1				
141			1				
142			1				
143			1				
144			1				
145			2				
146							
147			1				
148			1				
149			10				
合 計	217	352	204	107	16	21	4
平均給料月額	197,018円	247,618円	354,660円	396,121円	427,094円	449,552円	487,875円
平均年齢	25.4歳	32.6歳	44.5歳	48.8歳	54.1歳	55.9歳	57.5歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,281	0.8	2.0
行政職給料表(2)	945	1.2	2.1
医療職給料表(1)	12	0.9	2.0
医療職給料表(2)	98	0.3	1.7
大学教育職給料表	8	0.6	2.0
高等学校教育職給料表	202	1.1	2.0
消防職給料表	766	1.1	2.1
合 計	4,312	0.9	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,280	0.9	2.0
企業職を含めた総合計	5,592	0.9	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		配偶者	扶養手当の対象となる扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目 の扶養 親族	うち 配偶者が ない職員 の1人目	2人目 の扶養 親族	その他 の扶養 親族	
1人	1,605	37.2%	762	843	191	-	-	1,605
2人	1,383	32.1%	693	1,383	72	690	-	2,766
3人	1,010	23.4%	835	1,010	11	1,010	175	3,030
4人	274	6.4%	263	274	1	274	285	1,096
5人	35	0.8%	35	35	0	35	70	175
6人	4	0.1%	3	4	0	4	13	24
7人	1	0.0%	1	1	0	1	4	7
合計	4,312	100.0%	2,592	3,550	275	2,014	547	8,703

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,278	21,487
全職員平均額	9,302	9,519

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	住居手当	
		借家・借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	4,280	1,159	3,121
行政職給料表(2)	1,368	191	1,177
医療職給料表(1)	25	8	17
医療職給料表(2)	306	79	227
大学教育職給料表	24	4	20
高等学校教育職給料表	325	61	264
消防職給料表	1,094	342	752
合計	7,422	1,844	5,578

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,047	483	1,564
企業職を含めた総合計	9,469	2,327	7,142

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	平均手当月額	
	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	8,195	8,186
全職員平均額	6,166	6,141

第9表 管理職手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	682	86,755	9,994
行政職給料表(2)	-	-	-
医療職給料表(1)	24	91,700	81,511
医療職給料表(2)	41	81,483	6,749
大学教育職給料表	2	89,950	6,203
高等学校教育職給料表	18	73,522	3,577
消防職給料表	67	83,707	4,032
合 計	834	86,115	7,281

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	133	87,889	4,237
企業職を含めた総合計	967	86,359	6,616

その2 職員1人当たり平均手当月額 (単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	86,115	86,359
全職員平均額	7,281	6,616

第2部 民間給与等の実態

平成 24 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 24 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ソ)に分類された 449 事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業(中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの)
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業(中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの)
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業(中分類の学校教育に分類されるもの)
エ 製造業	セ 医療、福祉(中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの)
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業(中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの)
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

(2) 調査対象職種

78 職種 (うち初任給関係職種 19 職種)

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 110 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 389 人(事務・技術関係職種 341 人)、初任給関係以外の調査職種 7,910 人(事務・技術関係職種の調査実人員 6,984 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、79,536 人であり、事務・技術関係職種は 56,163 人である。)

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	12	2	2	8
製造業	40	6	21	13
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	0	1	1
情報通信業	17	2	11	4
運輸業、郵便業	7	0	3	4
卸売業、小売業	7	0	1	6
金融業、保険業	1	0	1	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	4	0	4	0
医療、福祉	3	0	2	1
サービス業	2	0	2	0
合 計	95	10	48	37

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が15事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)

3 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	項 目	学 歴	規 模 計	企 業 規 模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	205,350	201,615	212,420	204,157
		短大卒	178,691	172,360	188,295	179,662
		高校卒	167,822	160,726	179,220	167,114
	新卒技術者	大学卒	208,713	205,740	214,862	203,013
		短大卒	184,079	180,202	189,145	184,375
		高校卒	169,733	162,464	178,098	166,644
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	206,866	203,384	213,564	203,547
		短大卒	181,051	175,698	188,692	181,556
		高校卒	168,812	161,528	178,577	166,850

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	201,152
	短大卒	175,168
	高校卒	161,840

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照		
	大 学 卒	8	51.9	615,096	0	615,096				
	短 大 卒	7	52.2	629,254	0	629,254				
	高 校 卒	-	-	-	-	-				
	中 学 卒	*	*	*	*	*				
	工 場 長	7	54.6	878,446	14,950	863,496			構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	6	54.7	899,175	15,887	883,288				
	短 大 卒	-	-	-	-	-				
	高 校 卒	*	*	*	*	*				
	中 学 卒	-	-	-	-	-				
	事 務 部 長	299	52.3	670,182	558	669,625			2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	256	52.4	674,919	639	674,280				
	短 大 卒	15	50.6	657,730	0	657,730				
	高 校 卒	28	52.1	627,844	0	627,844				
	中 学 卒	-	-	-	-	-				
	技 術 部 長	284	51.3	670,549	619	669,930	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上		
	大 学 卒	214	51.5	679,208	719	678,489				
	短 大 卒	38	50.7	635,846	174	635,672				
	高 校 卒	32	51.2	651,273	452	650,820				
	中 学 卒	-	-	-	-	-				
	事 務 部 次 長	69	50.9	637,545	721	636,824	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上		
	大 学 卒	57	51.0	649,013	714	648,299				
	短 大 卒	6	48.1	540,822	1,501	539,321				
	高 校 卒	6	52.5	621,617	0	621,617				
中 学 卒	-	-	-	-	-					
技 術 部 次 長	85	49.3	613,419	97	613,322	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上			
大 学 卒	73	49.5	621,365	109	621,256					
短 大 卒	6	49.8	518,043	0	518,043					
高 校 卒	6	46.4	584,869	0	584,869					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
事 務 課 長	563	48.2	568,095	5,977	562,118	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上			
大 学 卒	437	48.0	573,245	4,598	568,647					
短 大 卒	35	47.2	543,693	1,676	542,017					
高 校 卒	90	49.5	548,495	15,104	533,390					
中 学 卒	*	*	*	*	*					
技 術 課 長	578	47.6	573,271	2,333	570,939	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上			
大 学 卒	424	47.5	577,340	2,450	574,890					
短 大 卒	60	45.2	553,074	1,853	551,221					
高 校 卒	93	49.7	562,402	1,946	560,456					
中 学 卒	*	*	*	*	*					

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照	
	大学卒	76	44.6	506,037	38,343	467,693			
	短大卒	58	42.8	496,852	45,031	451,821			
	高校卒	*	*	*	*	*			
	中学卒	17	50.5	534,648	16,500	518,149			
		-	-	-	-	-			
	技術課長代理	155	43.4	538,558	67,760	470,797			同上
	大学卒	101	41.6	526,057	67,603	458,454			
	短大卒	18	44.8	553,775	79,896	473,878			
	高校卒	36	48.3	568,910	61,351	507,559			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	381	44.0	435,269	46,030	389,239			係の長及び係長級専門職
	大学卒	206	40.8	468,910	61,058	407,852			
	短大卒	50	42.3	405,289	35,097	370,193			
	高校卒	125	49.1	399,284	29,077	370,206			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	450	42.1	448,278	61,040	387,237	同上		
	大学卒	227	39.8	437,536	60,942	376,593			
	短大卒	73	41.6	435,095	53,632	381,463			
	高校卒	149	46.6	476,157	65,645	410,511			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	事務主任	371	41.9	441,932	83,667	358,264	同上		
	大学卒	238	41.9	449,291	83,957	365,334			
	短大卒	50	43.8	402,591	50,911	351,680			
高校卒	83	41.1	431,156	95,756	335,399				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術主任	390	42.3	473,152	93,050	380,102	同上			
大学卒	251	42.3	483,567	89,801	393,766				
短大卒	47	42.8	452,869	89,785	363,084				
高校卒	88	41.5	430,953	114,535	316,419				
中学卒	4	51.9	428,006	89,057	338,949				
事務係員	1,362	35.1	318,004	42,699	275,304	同上			
大学卒	783	32.5	326,038	49,536	276,502				
短大卒	260	36.5	279,914	24,932	254,982				
高校卒	308	41.7	323,288	36,198	287,090				
中学卒	11	54.1	316,898	12,892	304,007				
技術係員	1,906	32.2	350,757	66,421	284,335	同上			
大学卒	1,245	31.3	353,061	67,969	285,092				
短大卒	199	33.9	339,798	55,058	284,740				
高校卒	451	34.9	347,270	66,381	280,889				
中学卒	11	44.2	347,195	57,928	289,266				

2 規模500人以上

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	51.9	615,096	0	615,096	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大 学 卒	7	52.2	629,254	0	629,254		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	5	54.9	800,505	19,261	781,244	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	5	54.9	800,505	19,261	781,244		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	224	52.2	692,224	571	691,653	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	197	52.3	696,513	643	695,871		
	短 大 卒	11	50.0	667,837	0	667,837		
	高 校 卒	16	52.4	652,122	0	652,122		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	224	51.6	676,274	632	675,642	同上	同上
	大 学 卒	175	51.6	684,355	811	683,544		
	短 大 卒	32	50.9	637,851	0	637,851		
高 校 卒	17	52.7	666,145	0	666,145			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	41	51.9	727,648	1,077	726,571	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	37	51.6	733,290	971	732,320			
短 大 卒	2	52.0	662,504	4,151	658,352			
高 校 卒	2	57.0	685,025	0	685,025			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	68	49.6	615,888	95	615,793	同上	同上	
大 学 卒	61	49.6	620,397	104	620,293			
短 大 卒	4	50.1	529,916	0	529,916			
高 校 卒	3	48.2	619,772	0	619,772			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	394	48.4	582,368	6,618	575,750	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	308	48.2	586,600	4,865	581,735			
短 大 卒	22	48.6	569,062	2,228	566,834			
高 校 卒	63	49.6	563,173	17,864	545,309			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	453	47.6	581,803	2,078	579,725	同上	同上	
大 学 卒	349	47.6	583,089	2,302	580,788			
短 大 卒	46	45.5	558,836	1,886	556,949			
高 校 卒	58	49.8	590,570	489	590,081			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)				
									円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(1) 4級、5級		
	大学卒	54	44.6	513,534	41,375	472,160				
	短大卒	39	42.0	502,049	52,213	449,836				
	高校卒	*	*	*	*	*				
	中学卒	14	50.9	540,251	14,592	525,660				
	-	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	129	43.3	539,668	67,166	472,503				
	大学卒	84	41.3	528,760	70,901	457,859				
	短大卒	16	44.8	548,334	76,030	472,304				
	高校卒	29	48.6	567,780	50,507	517,273				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	259	45.2	441,401	44,668	396,734			係の長及び係長級 専門職	同上
	大学卒	138	41.4	487,014	63,161	423,853				
	短大卒	38	42.5	400,832	25,658	375,174				
	高校卒	83	51.2	398,017	28,025	369,992				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術係長	350	41.9	445,602	55,320	390,282				
	大学卒	190	39.7	436,332	58,300	378,032				
	短大卒	60	41.7	433,785	51,868	381,917				
	高校卒	100	46.5	473,065	51,808	421,256				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務主任	249	42.4	461,080	92,052	369,028	同上	行政職(1) 3級		
	大学卒	174	42.5	462,787	90,063	372,724				
	短大卒	20	45.4	446,675	58,283	388,392				
高校卒	55	41.5	458,659	109,657	349,003					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	287	42.7	477,747	87,693	390,054					
大学卒	221	42.5	484,976	87,540	397,436					
短大卒	34	43.4	458,690	88,145	370,545					
高校卒	32	43.2	424,980	88,727	336,253					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	944	35.1	325,436	45,707	279,729	同上			行政職(1) 1級、2級	
大学卒	571	32.6	331,955	52,496	279,459					
短大卒	155	36.4	283,733	27,363	256,371					
高校卒	213	42.3	335,208	37,623	297,586					
中学卒	5	55.6	309,557	9,146	300,411					
技術係員	1,297	32.2	354,897	66,463	288,434					
大学卒	905	31.4	359,240	69,609	289,631					
短大卒	146	34.1	343,165	55,763	287,403					
高校卒	244	34.5	342,304	59,002	283,301					
中学卒	2	58.0	417,168	67,868	349,300					

3 規模100人以上500人未満

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	65	53.1	574,522	542	573,980	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	51	53.4	572,385	679	571,706		
	短 大 卒	3	53.3	611,467	0	611,467		
	高 校 卒	11	51.6	575,166	0	575,166		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	52	50.4	652,397	590	651,807	同上	
	大 学 卒	35	51.0	658,093	200	657,893		
	短 大 卒	5	49.6	619,147	1,800	617,347		
	高 校 卒	12	48.4	646,399	1,421	644,978		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	25	48.7	509,878	186	509,692	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 6級	
大 学 卒	17	49.0	499,591	240	499,352			
短 大 卒	4	46.0	477,644	125	477,519			
高 校 卒	4	50.3	589,427	0	589,427			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	15	47.8	609,632	112	609,519	同上		
大 学 卒	11	48.1	633,608	145	633,463			
短 大 卒	2	49.0	488,294	0	488,294			
高 校 卒	2	44.5	565,609	0	565,609			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	134	46.5	505,786	2,308	503,477	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大 学 卒	100	46.2	513,313	2,971	510,341			
短 大 卒	12	42.8	473,450	0	473,450			
高 校 卒	22	50.1	486,059	275	485,784			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	97	46.6	523,313	2,170	521,144	同上		
大 学 卒	58	46.1	538,885	1,458	537,427			
短 大 卒	10	42.9	539,075	0	539,075			
高 校 卒	28	48.9	482,999	4,693	478,306			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(1) 3級
	大学卒	16	45.4	500,285	34,370	465,915		
	短大卒	14	45.1	498,838	33,851	464,987		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	2	48.5	517,486	40,546	476,940		
		-	-	-	-	-		
	技術課長代理	22	44.3	519,319	55,263	464,055		
	大学卒	16	43.9	511,121	42,515	468,605		
	短大卒	2	44.5	639,569	140,865	498,704		
	高校卒	4	46.5	503,436	81,261	422,175		
	中学卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	事務係長	113	40.4	419,964	48,818	371,146	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	63	39.2	428,737	56,002	372,735		
	短大卒	11	41.5	424,338	70,715	353,623		
	高校卒	39	42.3	403,353	29,479	373,874		
	中学卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
	技術係長	59	44.5	481,813	104,041	377,772		
	大学卒	25	41.4	462,160	87,813	374,347		
	短大卒	8	42.3	472,417	72,617	399,800		
	高校卒	26	48.4	504,494	129,679	374,815		
	中学卒	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
事務主任	96	38.3	331,914	36,837	295,077		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	53	37.5	341,405	36,729	304,675			
短大卒	18	39.7	338,001	44,394	293,607			
高校卒	25	39.1	306,707	31,800	274,907			
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			
技術主任	75	40.0	447,288	137,644	309,644			
大学卒	20	38.5	463,168	139,739	323,429			
短大卒	9	38.9	427,667	107,898	319,769			
高校卒	45	40.7	445,031	142,685	302,346			
中学卒	*	*	*	*	*			
	-	-	-	-	-			
事務係員	311	34.4	287,155	30,889	256,266		同上	
大学卒	184	31.7	291,236	32,821	258,415			
短大卒	57	36.2	277,719	21,181	256,538			
高校卒	65	39.3	280,093	34,306	245,787			
中学卒	5	54.0	343,009	19,111	323,898			
	-	-	-	-	-			
技術係員	434	32.3	337,511	66,240	271,271			
大学卒	289	30.9	329,675	61,957	267,718			
短大卒	34	33.4	318,711	49,534	269,177			
高校卒	111	37.4	373,384	87,702	285,682			
中学卒	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-			

4 規模100人未満

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	10	52.1	513,780	0	513,780	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	8	52.6	484,138	0	484,138		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	8	49.4	522,753	164	522,590	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上
	大 学 卒	4	48.0	524,381	327	524,054		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	51.0	487,667	0	487,667		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	3	58.0	353,854	0	353,854	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大 学 卒	3	58.0	353,854	0	353,854			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	2	48.0	470,650	0	470,650	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	35	49.6	447,197	6,112	441,085	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	29	51.4	452,699	4,714	447,985			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	5	41.2	436,625	15,445	421,180			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	28	48.4	444,446	15,921	428,526	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	17	47.8	429,872	18,252	411,619			
短 大 卒	4	43.8	438,995	8,270	430,725			
高 校 卒	7	52.3	482,958	14,629	468,329			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	6	40.3	397,608	5,608	392,000		
	短大卒	5	39.2	394,030	6,730	387,300		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	*	*	*	*	*	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	技術課長代理	4	43.0	639,303	260,303	379,000		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	43.7	737,067	320,401	416,667	係の長及び係長級専門職	同上
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	9	42.9	369,766	76,161	293,605		
	大学卒	5	39.6	348,699	57,224	291,476		
	短大卒	*	*	*	*	*	係の長及び係長級専門職	同上
	高校卒	3	48.0	403,855	107,355	296,500		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	41	43.6	442,326	117,624	324,702		
	大学卒	12	41.7	410,320	99,942	310,377	同上	同上
	短大卒	5	39.6	400,241	85,127	315,114		
	高校卒	23	45.0	464,356	130,065	334,291		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務主任	26	42.6	326,832	24,473	302,359	同上	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	11	39.5	348,799	24,615	324,185			
短大卒	12	45.4	330,837	28,054	302,783			
高校卒	3	42.7	230,266	9,631	220,635			
中学卒	-	-	-	-	-	同上	同上	
技術主任	28	35.3	391,534	117,066	274,467			
大学卒	10	31.6	412,357	140,167	272,190			
短大卒	4	35.3	341,517	82,293	259,224			
高校卒	11	33.5	372,632	115,340	257,292	同上	同上	
中学卒	3	54.0	458,120	92,759	365,361			
事務係員	107	37.5	257,137	14,700	242,436			
大学卒	28	36.5	295,521	25,876	269,645			
短大卒	48	37.8	250,129	10,311	239,818	同上	同上	
高校卒	30	37.6	236,317	12,674	223,643			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	175	32.8	316,245	66,445	249,801			
大学卒	51	33.2	299,301	49,742	249,559	同上	同上	
短大卒	19	30.0	309,983	53,752	256,231			
高校卒	96	32.4	324,951	78,073	246,877			
中学卒	9	39.6	323,385	54,546	268,838			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務関 係職種	電話交換手	-	-	円	円	円	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	2	59.7	469,390	3,484	465,906	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	4	64.3	760,863	0	760,863	
	大学教授	34	58.8	674,944	0	674,944	
	大学准教授	22	51.1	513,502	0	513,502	
	大学講師	15	38.3	403,240	0	403,240	
	大学助教	8	37.9	348,646	0	348,646	
	大学助手	*	*	*	*	*	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	3	54.0	735,303	0	735,303	
	高等学校主幹 教諭	-	-	-	-	-	
高等学校指導 教諭	-	-	-	-	-		
高等学校教諭	60	43.3	523,726	0	523,726		
研究 関 係 職 種	研究所長	2	48.5	640,000	300	639,700	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	75	51.8	689,057	772	688,285	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	80	51.3	575,085	0	575,085	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	107	45.2	572,138	80,326	491,812	下記研究員より上位の者
	研究員	234	33.7	389,228	56,121	333,107	
	研究補助員	64	27.6	307,876	57,465	250,412	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医療 関係 職種	病院長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	-	-	-	-	-	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	13	48.2	1,387,013	77,883	1,309,130	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	5	38.2	969,898	82,180	887,718	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	14	36.2	291,335	84,166	207,169	
	診療放射線技師	20	41.4	385,311	81,494	303,817	
	臨床検査技師	21	45.8	331,770	33,209	298,561	
	栄養士	15	33.5	272,755	26,056	246,699	
	理学療法士	10	38.0	322,257	47,987	274,270	
	作業療法士	4	29.5	246,587	16,135	230,452	
	総看護師長	2	60.5	405,925	3,635	402,290	部下に看護師長5人以上
	看護師長	21	44.2	404,107	60,898	343,209	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	68	40.4	358,337	58,899	299,438	
	准看護師	19	45.9	313,085	18,998	294,087	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴	項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	49.0	(14.4)	
高校卒	24.6	(28.7)	(71.3)	-	75.4	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	79.9
制 度 なし	20.1

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	15,244
配偶者と子1人	22,002 (6,758)
配偶者と子2人	27,914 (5,912)

- (注) 1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	配 偶 者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	65.0
借家・借間居住者に支給	(98.2)
自宅居住者に支給	(77.7)
社宅居住者に支給	(11.4)
その他	(4.7)
非 支 給	35.0

(注) ()内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目			
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	383,416	273,529
	上半期(A2)	385,153	272,758
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	784,004	525,223
	上半期(B2)	756,135	520,173
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.04 月分	1.92 月分
	上半期(B2/A2)	1.96 月分	1.91 月分
年 間 の 平 均		3.97 月分	

(注) 1 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは平成24年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、3.95月分である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	区 分			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	6.1	21.7	1.9	70.3
課 長 級	5.0	17.4	1.9	75.7

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		81.2	79.1	15.3	7.3	56.5	2.1	18.8
課 長 級		48.4	44.3	9.5	2.8	32.0	4.1	51.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目	昇給制度あり			昇給制度 なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員		83.9	(44.2)	(80.3)	(66.8)	16.1
課 長 級		54.4	(36.6)	(74.9)	(61.3)	45.6

(注) ()内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
		係 員	59.2
課 長 級	50.7	49.3	
部 長 級	48.6	51.4	

第21表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	23.6
転籍出向	3.2
希望退職者の募集	3.8
正社員の解雇	0.7
部門の整理閉鎖・部門間の配転	7.8
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.7
残業の規制	14.6
一時帰休・休業	5.2
ワークシェアリング	-
賃金カット	2.4
計	34.3

(注)1 平成24年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

第22表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位:%)

項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係 員	6.9	3.1
課 長 級	6.7	3.9

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第3部 労働経済指標

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成24年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,840	38,800	48,760	58,730	68,690
住居関係費	54,830	58,280	53,560	48,840	44,120
被服・履物費	5,690	7,870	10,150	12,420	14,700
雑費 I	30,350	54,270	70,940	87,610	104,260
雑費 II	8,600	24,620	26,710	28,790	30,870
計	127,310	183,840	210,120	236,390	262,640

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成24年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 ……… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第24表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	平成23年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	293.1	288.6	292.5	291.9
				前年同月比	%	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
		きまって支給する給与	うち所定内給与	金額	千円	269.2	265.9	269.3	268.2
				前年同月比	%	△ 0.6	△ 0.3	0.0	0.1
		総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	152.1	142.2	155.1
	うち所定外労働時間数			時間数	時間	11.8	11.2	11.5	11.9
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	297.1	293.8	296.3	296.5
				前年同月比	%	△ 0.8	0.1	△ 0.2	0.0
		きまって支給する給与	うち所定内給与	金額	千円	271.4	269.3	270.7	269.4
				前年同月比	%	△ 0.5	0.7	△ 0.4	0.0
総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	145.6	138.1	147.6	145.0	
うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.3	12.1	12.4	13.1	
生計費	家計調査(総務省)	(二人以上の世帯)	全 国	金額	千円	292.6	276.2	265.8	280.0
				前年同月比	%	△ 2.5	△ 1.6	△ 3.9	△ 1.9
	家計調査(総務省)	(二人以上の世帯)	川 崎 市	金額	千円	320.0	278.3	279.7	332.1
				前年同月比	%	△ 19.6	△ 9.7	△ 14.6	3.5
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	0.2	
			川 崎 市	前年同月比	%	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比	%	1.8	1.6	1.9	2.2
雇 用・生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	0.0	△ 0.1	0.0	0.0
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	0.62	0.62	0.63	0.65	
		川 崎 市		倍	0.38	0.35	0.34	0.36	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	△ 12.7	△ 4.6	△ 0.6	△ 1.7
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	△ 10.8	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.0	

8月	9月	10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月	4月
290.4	292.2	293.9	293.4	293.7	287.6	290.3	292.5	293.0
△ 0.3	0.0	0.2	0.2	△ 0.1	0.0	0.5	1.2	0.8
267.3	268.8	269.1	268.2	268.5	263.4	265.7	267.7	268.1
△ 0.3	0.1	△ 0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.4	1.1	0.3
148.4	150.4	150.0	152.1	150.1	140.9	151.4	152.6	153.6
11.4	11.9	12.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.8	12.7
293.3	295.5	301.5	297.0	300.6	295.8	293.6	299.1	296.5
△ 0.8	0.1	1.8	0.3	1.1	△ 1.3	0.6	2.8	0.5
268.1	269.2	273.3	268.1	271.4	268.1	269.3	273.7	270.3
△ 0.4	0.0	1.4	△ 0.1	1.1	△ 1.7	1.4	3.1	0.3
137.2	142.7	144.2	146.1	144.5	136.0	143.9	146.1	147.3
12.1	13.4	13.6	13.9	14.7	13.5	12.4	12.6	12.9
282.0	270.0	285.6	273.4	328.1	283.1	267.9	303.8	301.9
△ 3.9	△ 2.0	△ 0.6	△ 3.8	0.3	△ 2.1	2.7	4.1	3.2
299.0	338.0	287.4	279.8	328.8	320.3	313.9	316.8	320.3
△ 10.0	11.1	△ 13.1	△ 11.0	△ 9.4	△ 3.5	6.7	2.7	0.1
0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.1	0.3	0.5	0.4
△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.2	0.2	0.5	0.5	0.4
2.2	2.0	1.3	1.3	0.8	0.3	0.4	0.3	△ 0.4
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.2
0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79
0.40	0.45	0.49	0.50	0.51	0.51	0.53	0.55	0.51
1.6	△ 2.4	0.9	△ 2.9	△ 3.0	△ 1.6	1.5	14.2	12.9
1.2	△ 2.3	0.6	△ 3.2	△ 3.7	△ 1.4	△ 1.6	10.3	9.5